

令和2年7月14日

特別警報及び警報発令時の対応について

兵庫県立柏原高等学校

1 特別警報・警報（以下「警報」という）の種類

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、地震（震度6弱以上）

2 発令時の対応

（1）生徒の登校前及び登校途中で「警報」が発令された場合の対応

- ① 丹波市に午前6時及びそれ以降に「警報」が発令されている場合は、すべての生徒は終日自宅学習とし、臨時休業とする。
- ② 午前6時及びそれ以降に丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発令されている場合は、該当生徒のみ終日自宅学習とし、公欠扱いとする。

（2）生徒が学校にいる間に「警報」が発令された場合の対応

- ① 丹波市に「警報」が発令された時は、すみやかに教育活動を中止し、生徒を下校させ、それ以降終日自宅学習とする。なお、下校させるにあたっては、公共交通機関の状況や下校途上の安全等を総合的に判断するものとする。
- ② 丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発令された時、該当生徒の下校が必要と総合的に判断される場合には、①に準じて下校させ、公欠扱いとする。

（3）定期考査中に「警報」が発令された場合の対応

丹波市、丹波篠山市のいずれかに「警報」が発令された場合、臨時休業とする。
なお、その日に実施を予定していた試験は、試験最終日の翌日（授業を行う日）に実施する。

丹波市及び丹波篠山市以外の生徒の居住地に「警報」が発令された場合は、考査を予定通り実施するが、該当生徒のみ公欠扱いとし、別途配慮する。

（4）その他

JR福知山線運休または遅延時の対応については、復旧見込み等の状況により、一斉メールおよび学校ホームページにて指示します。